

## 議案第66号

### 幕別町情報公開条例の一部を改正する条例

幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「磁気テープその他これらに類するもので」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって」に改め、同条第3号中「国及び地方公共団体」を「国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）以下同じ。）」に改める。

第10条第2項中「こと」の次に「及び第12条の2に規定する公開請求の拒否」を加え、同条第4項中「公文書に第三者」の次に「（国等及び請求者以外の者をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条第1項第1号エ中「国家公務員及び」を「国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに」に改め、同項第3号中「国、他の地方公共団体」を「国等」に改め、同項第5号中「国又は地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）」を「国等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（公文書の存否に関する情報）

第12条の2 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を受け入れないことができる。

第13条第1項中「前条」を「第12条」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。